

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

今回の公募は、令和8年4月以降に速やかに事業を開始できるよう、事前に事業者の決定に係る手続を行うものです。本事業に係る予算執行は、令和8年度当初予算成立が前提となります。

次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和8年(2026年)3月16日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 業務概要

(1) 業務の名称

令和8年度未来発見！やまぐちインターンシップ推進事業（インターンシッププログラム構築支援・プレゼンテーションイベント）実施業務

(2) 業務内容

県内企業が自社の特色や強みを生かしたインターンシッププログラムを企画・実施できるよう、専門的知見を活用した伴走型の構築支援を行う。

併せて、その成果を学生向けプレゼンテーションイベントにより発信し、学生の関心喚起と県内就職への動機付けを図る。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

山口県内

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次の（1）から（4）に掲げる要件をすべて満たす単体による参加者（以下「単体参加者」という。）、又は、次の（1）、（2）及び（4）の要件をすべて満たす者により構成される共同企業体で、共同企業体の代表企業が次の（3）を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、システムの設計・開発又は広告・広報について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。

(3) 本店又は支店、営業所を山口県内に有していること。

- (4) この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。

3 応募要項等の配布

令和8年3月16日（月）午前10時から令和8年3月27日（金）午後3時まで、山口県労働政策課のホームページに掲載するので、ダウンロードしてください。

(1) 掲載先URL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/339601.html>

[ホームページのタイトル]

- ・令和8年度未来発見！やまぐちインターンシップ推進事業（インターンシッププログラム構築支援・プレゼンテーションイベント）実施業務
公募型プロポーザルの実施について

(2) 配布資料

- ア 令和8年度未来発見！やまぐちインターンシップ推進事業（インターンシッププログラム構築支援・プレゼンテーションイベント）実施業務
公募型プロポーザル応募要項
- イ 令和8年度未来発見！やまぐちインターンシップ推進事業（インターンシッププログラム構築支援・プレゼンテーションイベント）実施業務仕様書
- ウ 企画提案提出書（別紙様式1）
- エ 質問書（別紙様式2）
- オ 参加表明書（別紙）

4 参加表明書の提出方法、提出場所及び受領期限

(1) 提出方法

持参、郵送、FAX又はメールによること。

(2) 提出場所

山口市滝町1番1号 山口県産業労働部労働政策課 雇用・労働企画班

(3) 受領期限

令和8年3月30日（月）午後3時（必着）

5 企画提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

(1) 提出方法

持参又は郵送すること。

(2) 提出場所

山口市滝町1番1号 山口県産業労働部労働政策課 雇用・労働企画班

(3) 受領期限

令和8年4月3日（金）午後3時まで（必着）

6 審査

最も優れた企画提案書を提出した者に係る審査は、令和8年度未来発見！やまぐちインターンシップ推進事業（インターンシッププログラム構築支援・プレゼンテーションイベント）実施業務審査委員会により、令和8年4月上旬に実施する。

7 その他

- (1) この手続の開始後に、2（2）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年3月19日（木）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (2) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また提出された企画提案書の訂正、差し替えは、認めない。
- (4) 1つの法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。
- (5) 詳細については、山口県産業労働部 労働政策課 雇用・労働企画班に問い合わせること。（電話：083-933-3254）

以上